

第2回 門真市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年1月20日（月） 午後2時～午後4時20分

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、
北川 絵美子、嶋岡 由紀、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、
内藤 弘子、清水 光子、森 房子、梶井 常和

事務局：健康福祉部 下治部長、中道次長、福田総括参事
福祉政策課 森田課長、北井参事兼課長補佐、湯川課長補佐、難波係員
子ども課 水野課長
学校教育部 満永総括参事

傍聴者：7名

案 件：1. 「(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画」の策定スキームについて
2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について
3. 門真市次世代育成支援後期行動計画中間評価から見る課題について
4. 次世代育成支援に関するニーズ等調査に関する結果報告について
5. その他

事務局：ただ今より、第2回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。まず、開催要件の確認を行います。委員総数が19名ですので過半数は10名となりますが、本日の出席者数は17名ですので、この会議は成立しております。
また、本日は、4名の傍聴者の方が来られておりますので、会場に入ってください。続いて、本日の資料確認をさせていただきます。

<配布資料確認>

事務局：なお、後日議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日配布しました資料5、門真市子ども・子育て会議公開要領の一部を改正する要領ですが、事務局としまして傍聴者の方へよりよい審議状況を把握していただく為に、会議次第に加えて会議資料についても配布させていただきたいと考えています。その為、要領の改正案を資料5として提示しました。この点について皆様にお諮りしたいと思います。

委員長：ただいまの事務局からの提案に異議のある方いらっしゃいますか。

異議なしです。事務局お願いします。

事務局：ありがとうございました。これ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長：皆様、こんにちは。お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。第2回目ということで、皆様の活発なご意見をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進行していきたいと思いますが、議題に入る前に、この会

議での審議において、委員の皆様方にお守りいただきたいことを委員長の私から申し上げます。この会議は、門真市において様々な分野でご活躍されている方々で委員構成をしております。従いまして、できる限り、皆様方にご発言いただき、様々な視点から、幅広く活発な議論を踏まえて、門真市の子ども・子育てに関する方向性を探っていきたいと思っております。そこで、次の3点についてご協力をお願い申し上げます。

①ご意見は簡潔にお願いします。よろしければ、おひとり3分以内でお話しいただければと存じます。委員長の私から、「そろそろまとめてください。」と申し上げることもあります。先ほど述べた趣旨をお含みの上、あらかじめご了承ください。

②検討テーマによっては、より専門的な意見をお聞きするために、あるいは、議論を広げる、または、集約するために、ここにある名簿を見ながら、私から指名させていただくこともあるかと思えます。その際には、ご意見を頂戴できればと存じますので、ご協力をお願いします。

③議論の内容が検討課題から逸れていっていると私が感じた場合は修正を図る必要がありますので、ご発言中であっても、その旨を指摘させていただく場合もあるかと思えます。この点につきましても、あらかじめご了承ください。

以上の3点について、会議を円滑に進めるためにご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。では、議事次第をご覧ください。本日の議題は4点です。

1点目は、「『(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画』の策定のスキームについて」

2点目は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針について」

3点目は、「門真市次世代育成支援後期行動計画中間評価等から見る課題について」

4点目は、「次世代育成支援に関するニーズ等調査に関する結果報告について」です。

本日の会議では、これら4点についての事務局からの説明や、皆さんからの質疑や議論をとおして、門真市子ども・子育て支援事業計画策定の背景にある国の指針に対する理解を深めること。次世代育成計画の評価と反省について委員の皆さん方からご意見をお聞きすることなどをおして共通認識し、それを踏まえて、門真市子ども・子育て支援事業計画のあらましを明らかにしていくこと。そして、その基盤となる市民の方々の意識を知ることが目的としたいと考えております。その上で、この会議のこれからの方向性を委員全員で共有したいと考えております。

それでは、議題に入ります。まずは、1点目の「(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画」の策定のスキームについてを議題といたします。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1 (仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画の策定のスキームに基づいて説明いたします。まずはこの計画を作成するにいたった背景から確認します。1番の社会的背景の部分で、少子化の進行や待機児童、放課後児童クラブの不足など社会的な問題が掲げられているなかで、この問題をどのように解決していけばよいのかということで、2番の子ども・子育て関連3法の方向性というのが国から出てきました。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実といった方向性が3法で示されました。3法を具体的にどのように考えていったらよいのかという国の考え方、市の計画の中に盛り込んでいくべき内容が右側の基本指針で定められています。こちらのスキームの表には基本指針の目次が挙げてあります。内容としては、子ども・子育て支援の意義に関する事項や、子ども・子育て支援事業に関する基本的な考え方、市の計画に盛り込ん

でいくべき事項、このあたりについて国が示しています。ここの中身に関しては議題2でもう少し詳しく見ていきたいと思えます。いったん国がこのような考え方、指針を出してきた現状です。

一方、門真市では、4番の第5次総合計画に基づいて様々な計画と整合性を図りながら、次世代計画を中心に取り組みを進めてきたところです。こういった中で門真市次世代育成支援行動計画・後期計画を策定しまして、8本の柱を施策の基本的な目標として推進しているところです。この計画は22年度から後期が始まっていますが、今3年が経過してしまっていて、様々な取り組みの中での課題や、新しい国の考え方に基づいて次の計画に引き継いでいかないといけない項目が出てきているところで、それを6番の門真市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題のなかで挙げています。この辺の課題については、次第の3番の次世代計画中間評価の中でもう少し見ていきたいと思えます。この課題をふまえて、これから私達が策定していく計画についてどういう項目立てをしていくのかというところが7番の①～⑬に記載されています。ご覧の通り次世代の項目というのは幅広いことを検討していかなければならないので、どこから手をつけたらよいのか、そのあたりの流れを検討の流れのところで記載しています。箱が3つありますが、(1) 教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みを検討、こちらに関しては、今幼児期の学校教育・保育の量を3月末までに門真市としての目標数値を固めていき、3月末までに国に報告しなければならないスケジュールになっています。当面はまずここから着手していかないと考えています。こちらに書いてありますが、幼稚園・保育園・認定こども園などの施設の見込み量と地域子育て支援事業①～⑬まで書いてありますが、この事業量の見込み、このあたりを集中的に審議していくことになってきます。(2) 量の見込みに対する確保策等を検討ということですが、こちらはいったん年度末までに量の見込みを出した後、どのように整備、確保していくのかを新年度に入り、しっかりと議論していくこととなります。おおむね9月くらいまでにはまとめていかなければならないスケジュールになりますので、新年度集中的に議論して、その下の(3) その他の取り組みについて検討とありますが、目標数値や確保策の話に当面は集中することになりますので、その後広く門真市の次世代部門に関して、しっかり議論をまとめていき、27年の4月までの間に計画を策定していくという流れになります。

大まかに説明させていただきましたが、この会議で集中的に考えていただきたいことは、検討の流れの(1) 量の見込みの部分です。これを3月末までに検討していただくということでご確認をお願いします。以上です。

委員長：ありがとうございます。今の事務局の説明で、私たちが行うべき支援事業計画策定に向けた大枠や今後の検討内容について、明確になったのではないかと思います。今の説明を受けて質問のある方はおられますか。7分ほど時間を取ります。ないようですので次の審議に移ります。では、さらに、詳しく考えていくために2点目の議題に入ります。今回の計画の中心となります「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題2について、資料2の子ども・子育て支援法に基づく基本指針（概要版）と参考資料1の子ども・子育て支援法に基づく基本指針、追加で本日配布しました資料2-1の当日配布と書かれています新制度に伴う給付制度の変更についてという3つの資料を使ってご説明いたします。

参考資料1が国から出されている基本指針の全文になります。かなり膨大な量になっていますので、本日の説明は資料2、資料2-1を中心に説明を進めていきます。

資料2の1頁、基本指針の法的位置づけとありますが、基本指針がどういったものなのかという記載をしています。まず概要について、子ども・子育て支援法第60条に基づき、施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定とあります。基本指針というものは今回の子ども・子育て支援法を進めていくための基本的な事項をまとめた手引きのようなものになります。次に下の部分、基本指針に書かれています具体的内容です。1点目、子ども・子育て支援の意義とありまして、国が法律を制定するにあたり、子ども・子育て支援に関する基本的な考え方や言葉の定義や理念を示しています。次に地方自治体の事業計画の作成指針ですが、今回の実施主体というのが地方自治体である都道府県や市町村となっていますので、各自治体が実施主体として計画的に事業を進めていくということで、計画を策定するにあたっての指針としての内容が示されています。3・4点目として基本指針にはその他の制度の実施にあたって、基本的事項や関連施策との連携についても記載されています。こういった全体像になっていますが、具体的な内容については次の頁から説明いたします。

2頁です。子ども・子育て支援の意義について記載をしています。全体的に理念の話になりますが、今回の制度の前提になる部分ですので細かく説明いたします。

一つ目のくりに大前提として、子どもの最善の利益の実現される社会を目指しましょう。また、すべての子どもや子育て家庭を対象として一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すと書かれています。二つ目のくりで、子どもの育ちに関する理念が、乳幼児期の重要性や特性をふまえ、子どもの健やかな発達を保障することと書かれています。三つ目のくりで、子育てに関する理念とその意義として、子ども・子育て支援とは保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添うことにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、親としての成長を支援していく、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援であるとされています。その支援の量的拡充と質的改善を図るとされています。

次に3頁です。幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業に取り組む、また、関係機関同士が連携して進めるといった主旨のものが書かれています。1・2頁の内容と重複する部分がほとんどですので割愛させていただきます。

4頁です。市町村子ども・子育て事業計画のイメージとありますが、ここからが市町村計画の記載内容に関する内容になります。実施主体になります市町村の5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画となっています。需給計画ですので、需要に対する供給内容を記載する計画ということになります。その下、子ども・子育て家庭の状況及び需要を調査したうえで、計画を策定する必要があります。その需要に関する調査というのが、前回の会議で議題としました保護者の方へのニーズ調査となっていました。それにより策定された計画により、5年間に渡り計画的な整備を行っていくという流れになります。具体的な内容が、幼稚園・保育所のような定期的な利用を行う子どものための教育・保育給付が一点、一時預かりなどの一時的な利用を中心とした地域子ども・子育て支援事業という二つに分類されています。この教育・保育給付については今回の新制度によって給付の仕組みが大きく変わっていますので、補足して説明いたします。

資料2-1です。新制度移行にあたって給付制度が大きく変更するということが書かれています。左側が26年度末までの現行制度、右側が27年度からの新制度の内容になります。現行制度では幼稚園と一部の認定こども園、今門真市にはありませんが、こちらについては私学助成が就園奨励費で支給されているということ。保育所、一部の認定こども園の利用にあたって保育所運営費が支給されている状況です。補助制度等がありますが、現在のところでは別々の補助が、別々の制度のもとで運営されています。認可外の保育施設、家庭的保育等とありますがこちらについては一部自治体等の補助や交付金制度などの財源としてはありますが、基本的には制度上はのってこないものになります。これが新制度になりますと、新たな施設類型となりまして、おおむね同じ制度のもとでの給付対象になります。これによりまして、新制度の黒い部分のくくりの中が新法に基づく給付対象として掲げてありますが、幼稚園・認定こども園・保育所は施設型給付、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育は地域型保育給付として同じ制度での運用となります。この給付制度にのっていくためには先程資料2で説明しました市町村の計画の中でニーズを把握しまして、確保策に位置づけておく必要があるため、その範囲外のものについても給付対象外として一部現行の制度が残っていく部分もあります。その一部として幼稚園に関しては、新法の給付対象である幼稚園や認定こども園に移行していくパターンも考えられますが、現行の制度での幼稚園も残っていく状態です。保育所に関しては認定こども園と保育所に移行していくこととなります。認可外保育施設に関しては一定の基準を満たしますとそれぞれ保育所や小規模保育事業に移行していくこととなります。このことによって一部現行制度のままの部分がありますが、大部分に関しては同じ制度のもとで運営、サービスの提供を行っていくということに変わっていきますので一体的な提供方策、提供体制を目指していくということになります。

もとの資料2に戻ります。5頁です。この頁には市町村計画への記載が必要な事項の全体イメージがのっています。記載事項には必須記載事項と、任意記載事項があります。6頁になります。必須記載事項ですが、(1)①の区域設定は、幼児教育や保育、各事業について5年間に提供するにあたっての地域の実情に応じた保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっている区域のことを指しています。たとえば市内の中学校区で割る、北部南部の区域に割るなどということが考えられますが、その区域内での提供、量の見込みや提供方策を考えていくこととなります。次に②区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込みをその区域内で考えていくことと、その見込みに対応する学校教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期について区域ごとに記載することとなっています。この量の見込み、確保方策については次の頁の3の地域子ども・子育て支援事業についても同様となっています。今の説明の補足として9頁以降で説明をさせていただきます。

9頁に進みます。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの量の見込みを立てて、確保内容の実施時期を定めていきます。もし不足が生じた場合、見込み量に対して確保量が少ない場合については、新たに整備するイメージとして書かれています。具体的な計画のイメージが10頁に記載してあります。

10頁に進みます。表ですが、年齢や保育の必要性の有無によって、各年度における必要量の見込み、必要となる利用定員の総数を記載していきます。そのうえで②確保の内容として、幼稚園・保育所などの教育保育施設でうめていくのか、小規模保育などの地域型保育事業でうめて

いくのかという二段に分けて記載していきます。例えばこの図でいくと、0～2歳の保育の必要性のある子どもの定員が1年目は200人と書かれています。それに対して、二つ合わせて100人ですので、差し引き100人の待機が発生しています。これを初年度にすべて解消できたらよいのですが、すぐに施設整備が間に合わない場合の例として2年目は20人が待機となっている状態です。それが3年目になると計画的に整備が進んだということで0人となっています。3年目の29年度に保育ニーズがピークを迎えることを想定しているということなので、それまでに待機解消を目指すこととしています。教育と保育給付の内容ですが、同様に地域子ども・子育て支援事業についても量の見込みと確保の内容を記載して行くこととなります。11頁にその内容が記載してあります。地域子ども・子育て支援事業について、細かい説明は省略させていただきます。下の部分に参考として該当する事業について概要の説明が書いてあります。この事業についても同様に記載をしていくこととなります。

再度7頁に戻ります。ここまでで7頁上段3番までの説明が終わりました。必須記載事項の4番になりますが、④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容とあります。具体的には、市町村としての認定こども園の普及に関する考え方を記載すること、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進方を記載することとなっています。以上が必須記載事項となっています。

次に8頁です。任意記載事項として4つあります。1点目が市町村における計画理念です。2点目、産休・育休明けの保護者の方に対する円滑な利用につなげられるような情報提供や環境整備に関する事項を記載することとなっています。3点目の都道府県が行う施策との連携として、児童虐待防止対策やひとり親家庭の自立支援、障がい児についての自立支援などを市町村だけでなく都道府県と連携して進める必要があるというものに関しての連携方を記載するものとなります。4点目に労働者の職業生活と家庭生活の両立、ワーク・ライフ・バランスとよばれるものですが、今回の制度を進めるにあたって必要な視点としてワーク・ライフ・バランスについても連携させる必要があるということで記載事項の中に含まれています。

最後に12頁のその他として、今回の支援の施策の総合的な推進のために必要な事項として二点書かれています。本日お集まりの方々には計画策定に向けて会議に参画いただいておりますが、資料の下線部、計画策定後も計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すために法に基づく合議制の機関、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めるとされています。またその会議では毎年度施策に基づく実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされています。基本指針の説明については以上です。

委員長：事務局の説明で、本計画の背景となる国の指針についてご理解いただけたと思いますが、質問のある方はおられますか。これも7分程度時間を取ります。

邨橋委員：質問ではないですが、補足で説明させていただきます。幼稚園は図の現行制度部分の記載は基本的には私立幼稚園になります。私立は私学助成と就園奨励費の二本立てとなっていますが、就園奨励費は門真市が保護者に支給するもので、その事務手続きを私立幼稚園が代行してやるということで、それは私立幼稚園に対して支給されるものではありません。私学助成は大阪府の管轄なので私立幼稚園は大阪府が運営などすべてを管理しています。保育所に関しては、公・私立とも門真市が管理しています。

それが新制度になると、私立幼稚園は私学助成のまま給付を受け、就園奨励費の手続きを代行するまま残る園と、門真市からの給付体制に入る幼稚園に分かれるという状況です。

委員長：ありがとうございます。補足説明の確認ということでよいでしょうか。

他にありますか。

内藤委員：認定こども園は、利用する保護者が利用しやすくなることと、保育所と幼稚園で受ける教育の中身・内容が異なるので一緒にしようというその2つが理由になるのでしょうか。

委員長：事務局お願いします。

事務局：新たな認定こども園制度ができた理由については、現在の次世代育成支援行動計画の中で待機児童を解消するという国は考えていました。しかし、現在の幼稚園・保育所の制度では、なかなか待機児童の解消ができないため、子ども・子育て支援新制度の中に新たに認定こども園制度等を盛り込むことによって待機児童を解消することとなったということです。以上です。

東口委員：基本的には少子化の進行を止めるための考えから、こういうものが出てきています。そこで保育制度を平成23年から改定する予定でしたが、政権交代があったためにいったんその制度がおわりまして、民主党による幼児一体化政策が始まりました。ところがまた自民党に政権が戻ったので今にこぎつけた形になります。少子化対策と考えていただいてよいです。より働きやすい、より子育てしやすい社会を作る為という理念があります。その辺はご理解いただきたいと思います。

内藤委員：管轄が違っているのでややこしいということもありますか。

東口委員：厚労省と文科省、内閣府の三者が協議していますので進みが遅いというのは確かに見受けられます。

委員長：他はよいですか。

では、次に次世代育成行動計画の取り組み状況を把握するとともに、評価や課題を本計画にどのようにつなげていくべきかということを確認するために、3点目の議題に入ります。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3をお願いします。

本市の次世代育成支援後期行動計画に基づくこれまでの取り組みについての中間評価です。後期行動計画は、22年度から5年間の計画で、現在進行中ですので、ここでは主に22年度から24年度までの3年間の取り組み状況を掲載しています。1頁に記載している1～8までの基本施策と、それぞれの重点目標に沿って見ていきます。

3頁をお開きください。市では、第5次総合計画に基づく事務事業評価を行っており、「市民ご意見番」として、公募による約100人の市民の方々から市の事業について評価をいただいております。ここでは、評価対象となっている次世代育成支援にかかる事業について、24年度実績の評価結果をグラフにしています。

4頁、5頁をお願いします。事務事業評価の結果を8本の基本施策ごとに分け、重点目標についての重要度・満足度を示しています。4頁、四角の枠の横軸が満足度を示していて、右に行くほど取り組みに対する満足度が高くなります。たて軸は施策の重要度を示していて、上にいくほど市民の関心が高いということになります。ですので、四角の枠の右上、Ⅱの領域は重要度・満足度ともに高いエリア、左下のⅢの領域は重要度・満足度ともに低いエリアですが、傾向としては、保健・医療や子どもの安全確保の関心が高くなっています。

では、市の取り組み状況を見ていきます。10 頁、11 頁をご覧ください。

基本施策（1）子育てサービスについて、左の頁には、次世代計画に掲げる施策の方向性の抜粋と、実施した主な事業を掲載しており、右側の頁で、取組内容と次の子ども・子育て支援事業計画に引き継ぐべき課題を挙げています。

「①子育て支援の充実」では、子育て家庭の交流や相談が気軽にできる場の提供や、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。24 年度には、子育て支援に関する情報のポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」を開設しました。

「②保育サービスの充実」では、23 年度に病児保育を開始し、延長保育や休日保育の拡充などを行いました。2 頁に次世代計画の目標数値を掲載しています。現時点で達成できていないのが通常保育事業で、目標事業量 1,930 人に対し、実績が 1,913 人と 17 人不足している状況です。

「③放課後の居場所づくり」では、全小学校で放課後児童クラブを開設し、一部の小学校では、放課後に学校施設を活用して地域の方々の協力のもと学習支援活動を行うまなび舎 Kids を実施しています。

基本施策 1 としての課題は、子育て支援サービスの周知、多様なニーズに合わせた保育提供策・提供量の検討、子どもの預かり体制の整備、このあたりは新制度に向けて検討していくこととなります。経済的支援の充実も引き続き取り組む必要があります。

12・13 頁をお願いします。基本施策（2）保健・医療体制のうち、「①健やかな育児の支援及び母子の健康保持・増進」では、妊婦健康診査の公費負担額の拡充を行いました。また、妊娠・出産・育児のさまざまな不安に対して、ママパパ教室をはじめとした各種教室や乳幼児健診の実施、育児相談を行いました。

「②乳幼児期からの食育の推進」として、24 年度に「門真市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、小・中学校における啓発など各施策を推進しています。

「③思春期保健対策の充実」では、学校、医師会、保健所等と連携した啓発事業を行いました。

「④小児医療・予防の充実」として、保健福祉センター診療所における休日診療や北河内夜間救急センターでの診療体制の確保を行ってきました。

これらの取り組みから、今後も母子保健の充実や、若年妊娠・出産が増加傾向にあることなども含め、リスクを抱える妊婦への支援体制の整備に努めていく必要があります。

14・15 頁をお願いします。基本施策（3）子どもの教育環境です。

「①次代の親の育成」として、子どもたちが子育ての意義や家庭の大切さなどへ理解を深めることができるよう、中学生による幼稚園、保育所などでの職業体験学習を実施しました。

「②就労に対する意識啓発や職業訓練の実施」では、各小中学校において小・中の一貫した系統的なカリキュラムによるキャリア教育の推進を実施しました。

「③子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実」として、小中学校に「学力向上支援員」を配置し、基本的な学習内容の定着に取り組みました。また、図書館では、22 年度より乳幼児健診時等に絵本を贈るブックスタート事業を開始し、親子で絵本に触れ合うことの大切さを啓発しました。さらに、英語によるプレゼンテーションの優秀者に対して短期留学を実施する「めざせ世界へはばたけ事業」を実施し、国際コミュニケーション能力の向上を図りました。

「④家庭や地域の教育力の向上」として、文化会館では親子遊び等に関する教室を行い、家庭教育の支援を行いました。また、全中学校区において、校区ごとの特色を生かした支援活動を行う「学校支援地域本部」を立ち上げました。

「⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進」として、青少年の非行防止に対する啓発を行うため、青少年指導員運営協議会やPTA生活指導委員会等に情報提供を行いました。

次の計画へ向けての課題としては、国の基本指針に基づき、幼児期からの生きる力を育む教育の充実、家庭、地域、学校が一体となった教育環境づくりをいっそう推進していくことがあげられます。

16・17 頁です。基本施策（4）子育てを支援する生活環境では、「①良質な居住環境の確保」として、市営住宅に子育て世帯向け優先枠を設け、府営住宅については「大阪府営門真住宅まちづくり基本構想」を策定しました。

「②安心して外出できる環境の整備」として、児童や妊産婦等が安心・安全に外出できるよう歩道整備を行い、赤ちゃんの駅を41ヶ所設置しました。

「③安全・安心のまちづくりの推進等」では、公園の遊具点検の徹底や、子どもが街頭犯罪に遭わないよう、自治会にセンサー付き防犯灯を配布し、地域住民による「一戸一灯運動」を促進しました。また、保育所や幼稚園、学校等の改修や耐震化などを行いました。

今後の課題としては、ファミリー世帯が子どもとともに定住できるまちづくり、子どもの安全を確保するまちづくり、ソフト面では地域団体等との連携についても検討が必要です。

18・19 頁です。基本施策（5）仕事と生活の調和では、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を毎年開催し、仕事と子育ての両立支援として、女性の再雇用を支援するための就労相談を行いました。また、父親が参加しやすいよう「サンデーママパパ教室」を開催し、沐浴実習などにより父親の育児参加を促しました。

基本施策（5）の課題として、ワーク・ライフ・バランスの周知啓発、女性の社会進出を支援する環境整備について、企業や関係団体、地域と一体となって取り組んでいくことがあげられます。

基本施策（6）子ども等の安全の確保では、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、通学路の危険箇所交通安全専従員を配置する学校安全推進事業や、市民ボランティアであるキッズサポーターが児童の登下校の安全見守り活動を行いました。

基本施策（6）の課題としては、子どもだけでなく大人も含めた交通マナーの向上、市民と協働し、地域ぐるみの防犯に向けた環境づくりを行っていくことがあげられます。

基本施策（7）援助が必要な家庭への支援では、「①児童虐待防止対策の充実」として、家庭児童相談センターにおいて、児童虐待のおそれや育児不安などにより養育支援が必要な場合に、養育支援訪問員が助言指導を行う「養育支援訪問事業」や、生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭に訪問し悩みの傾聴等を行う「こんにちは赤ちゃん事業」など、さまざまなアプローチによる早期発見・支援を行いました。

「②ひとり親家庭等の自立支援の推進」では、母子自立支援員による相談支援や経済的支援として手当の支給や医療費助成等を行いました。

「③障がいのある児童とその家庭への支援の充実」として、24年度より発達相談員が保育所等に定期的に巡回し、保護者や職員のサポートを行う保育所等発達支援事業を実施しました。ま

た、各小中学校に支援教育コーディネーターを配置し、各児童・生徒に応じた指導に努めました。

基本施策（7）における課題としては、増加する児童虐待を防止するための連携体制強化、ひとり親家庭の自立を促す関係機関との連携強化、障がい児が身近な地域で支援を受けることのできる体制づくりがあげられます。

24・25 頁、基本施策（8）地域で支える子育て支援では、「①地域における子育てネットワークづくり」として、公立保育所や幼稚園の園庭開放などを行いました。24 年度よりキッズカーニバル事業を実施し、地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図りました。

「②地域高齢者等との世代間交流の推進」としては、小中学校の児童会、生徒会を中心に教職員やPTA、地域と協力して「あいさつ運動」を行いました。また、「小地域ネットワーク活動」を支援することにより、校区単位での子育てサロン等を通じた世代間交流を促進しました。基本施策（8）における課題としては、保護者同士の交流を進め、自主的な地域子育て活動を促進すること、世代間交流のための場や機会の充実について検討していく必要があります。

最後に、6・7 頁をお願いします。

基本施策の8つの柱ごとに、初めにお話した事務事業評価と、今申し上げた課題を表にし、7 頁下に評価のまとめを記載しています。

事務事業評価としては、全体の約6割が維持領域、重要度・満足度とも一定の水準に達している状況ですが、具体の事業内容をみると、次の計画へ引き継いでいく上でさまざまな課題があります。また、残り4割の事業については改善が必要な状況です。

説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。さて、この次世代計画の評価を本計画につなげていくために、委員の皆さん方からご意見を頂戴したいと思います。皆様方からのご意見により、この評価や課題をさらに意義深いものとしたいと思います。

基本施策が1から8までありますので、それぞれについてご意見を聴いていきたいと思います。できるだけ多くの委員の皆様方にご発言をいただきたいと思いますので、ここから45分程度時間の関係上、委員の皆さん方の専門性等も勘案しながら、私の方から敢えて指名させていただきます。申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

まず、1点目の施策である『子育て支援サービス』についてですが、課題として子育てサービスの周知や経済的支援の充実が挙げられています。ここで、保護者代表の皆さん方にご意見をお聞きしたいのですが、市が行っている子育てサービスの周知に関して課題と感じられることはありますか。突然指名して申し訳ないのですが、嶋岡委員いかがですか。

嶋岡委員：私は広報で子育て支援の欄を楽しみにしています。赤ちゃん教室や園庭開放など広報を見て参加をしていました。中には広報を見ていない方もいるので、北川委員とも話していましたが、スーパーに掲示したり、マンションのエントランスの掲示板に貼るなどすればマンションに住むお母さん方の話題に出ることにつながりも持てるかと思います。

委員長：突然の指名にも関わらず、丁寧にわかりやすくお話いただき、ありがとうございます。ご指摘のあったように、情報を広報で出されていますが、なかなかすべてのお母さん方が見られていないということで提案がありました。北川委員からもお願いします。前回の会議で放課後児童クラブについて関わられてこられたということでしたので、保護者として児童の放課後の居

場所づくりで何か課題等ありましたらご意見をお願いします。

北川委員：私は放課後児童クラブの指導員として勤めていますので、放課後児童クラブにこられている子はよいですが、名簿には名前はあるが、おそらく高学年になると来ていないという子も結構います。ご家庭の事情なので特にこうしないといけないということではないのですが、何かしら行動に心配のある子はどこで何をしているのか心配な状況です。高学年になると6時間目まで授業がありますし、児童クラブで過ごす時間も少ないですが、なるべく児童クラブに来たいなと思えるような居場所を作っていきたいというのが指導員の共通の思いです。学校の先生とも連携をとりながら取り組んでいますので、子ども一人ひとりと向き合って指導していきたいと思っています。

委員長：貴重なご意見ありがとうございます。

では、基本施策2の『保健・医療体制』に移ります。ここでは、母子保健の充実及びリスクを抱える妊婦への支援体制の整備が課題として挙げられていますが、門真市医師会の理事でいらっしゃる中塚委員、この課題の解決に向けて、ご意見をいただけませんか。

中塚委員：難しい問題だと思います。私は内科・小児科なので専門ではないのですが、一番の問題は虐待の問題、その中でも望まない妊娠をされてしまった方などは、どうすればよいのか分からないまま誰にも相談できず、虐待につながる可能性もあると聞いています。手遅れになる前に行政の方ができるだけ手を差し伸べていくことがよいのではと思いますので課題かと思います。

委員長：ありがとうございました。では、食育という観点からも考えていきたいのですが、これは、校長先生にお聞きしたい。学校での食育の目的や取り組みの実際及び課題について、四宮小学校校長の梶井委員、少し教えていただけませんか。

梶井委員：食は欠かせないものです。健全な食生活が健康な体を作っていくという事で欠かせない事ですが、子どもの実情を見ていまして大変欠食児童も多く、孤食といって一人で食べる、あるいは同じ食卓にいても違うものを食べるという背景にはたくさんの課題があるように思います。学校では学校の教育計画の中で食育という1ページがありまして、目標があったり、特別活動や道徳、各教科の中で関連して指導していく形をとっています。本校は昨年度、委員会活動の中で給食委員会が絵本をもとにして命をいただくという観点で色々な食べ物も大事に感謝して食べていくことが必要だというような活動も行っています。毎日の給食の中でも献立で門真の地場産業なども紹介しています。各教科では野菜を育てたり健康な体を作ったりという意識を持っていますが、先程の結果にも意識を持って食事や栄養に関する事で不安であるとあがっており、大事なことでありながら保護者も不安を持っているということがわかりました。課題としてはそれぞれの発達段階において食育は大事だと思いますが小学校だけでも学年でぶつ切れになっています。小学校の中でもそうであり、一番大事な保育所や幼稚園から連携してつないでいくことが大事だと思います。もう1点ですが、今本当に食べ物があふれているので、栄養について添加物やそのようなものを管理していったり体によいものを判断して自分でしっかり作って食べれる子に育てていきたいという思いはあります。

委員長：小学校で取り組まれていること、課題などをお話いただきました。ありがとうございました。では、次に基本施策3の『子どもの教育環境』に移ります。課題として幼児期から生きる力を育む教育の充実が初めに挙げられています。邨橋委員は、幼児期の教育は生涯の基礎を培う重要なものであるとお考えであること、そして、幼児期の教育に非常に造詣の深い方であること

が第1回のこの会議での発言からよく分かりましたので、お聞きします。門真の幼児教育が今後、大切にすべきことは何だと思われますか。

郵橋委員：第1回目会議で質のことを何度も言わせていただきましたが、その事を丁寧に説明していただきありがとうございます。日本の学力低下が言われはじめたのは、OECDが調査した学力検査が新聞で取り上げられて出てきたわけですが、実は知識を問う問題では日本がトップクラスで、問題なのは自分の考えを問われたときにそれを書いて説明ができません。そのために白紙で出しているというところです。このことについて文部科学省が毎年実施している全国学力調査でも同じような結果が出ています。ところがそれに対して文部科学省がまとめた学力テストの報告の中では、話し合い活動をやっている学校、総合学習の中で問題点を自分で見つけ出して、それをまとめたり、発表したりというような指導過程を重視した指導をしている学校の方が学力が高いというのが出ています。幼稚園・保育園は子ども達が自分の興味や面白いと思ったことを沢山する場です。面白いと思ったことを先生に伝えたり、どう面白いかを考えて先生に言ったりと言語的に考えることを普段からやっています。そのような意味では、すでに総合的な学習になっています。ただ小学校が総合的な学習ではなく、すでに幼稚園で総合的な学習をしていて教育の基礎を培っていると認識していただきたいと思います。それと、OECD諸国のなかでは幼児教育に費用をかけることが将来的な費用削減の共通認識です。ところが日本では子どもにかかる費用はOECD諸国の中では最低クラスです。せめて門真だけでもここはがんばって子ども達によい環境を作っていただきたいと思います。子ども・子育て新制度で乳幼児に関わる制度が大きく変更になります。その中でこの3つに分かれるという制度変更を門真に生かして学力向上につながる、基本指針の理念として保育の質の向上につながるものがあります。そこについての議論ができればよいと思います。子ども達の発達や育ちのことを十分にバックアップしていける体制が、学力向上や将来的な門真市の経済状況の改善、市長が言っている快適に暮らす明るい街づくりにも結びついていくのではと思っています。門真市の子ども達がどう育っていくかのビジョンまで話し合える場になってほしいと思います。

委員長：郵橋委員のご意見も非常に参考になりました。では、保育所の立場からのご意見を賜りたいのですが、東口園長先生お願いします。

東口園長：人間が育つうえで年齢によって必要とされる教育が違うのではと思います。例えば小学校に入る前から読み・書き・そろばんをするのはよいのかどうか。そのような時期にはあえてそこから外して仲間とのコミュニケーションや基礎体力をつけることを充実すべきではと思います。遊びの中で学ぶこと、これもたくさんありますし、遊びの中で鍛えられることもたくさんあると思います。ブランコなんかは握力や腕力でつかまらなくてはいけないし、屈伸・バランスも必要です。こういうことを小さい頃にしていないと大きくなってできることが減っていくのではないかと思います。基礎体力、今は大学受験の時期ですが、受験当日に体をこわして実力が発揮できないということも聞いています。今何が重要かということを考えて幼児期の教育を考えていただければと思います。

委員長：貴重なご意見ありがとうございます。

次に課題として、家庭・地域・学校が一体となった教育環境づくりが挙げられていますね。そこで、門真市 PTA 協議会の乾会長にお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。地域での課題となっていることを教えていただけませんか。

乾委員：PTAとしては去年度教育委員会とともに学びのすすめ、『家庭学習の手引き』の作成をしました。大阪は日本でも学力が低い、門真は特に低いことを聞いています。学校だけに頼るのではなく、家庭で親と一緒に勉強していくという主旨のもとで作って、去年の12月に学校を通じて全校生徒に配布しました。前からこのようなことを思っていて、提案させていただき作りました。

委員長：PTAが教育委員会と協働して『家庭学習の手引き』の作成をしていることは画期的ですね。全国的に見てもあまり例を見ないのではないのでしょうか。ぜひとも、効果を上げていただきたいと思います。

次に基本施策4の『子育てを支援する生活環境』について考えましょう。ここでは、課題として子どもの安全を確保するまちづくりが挙げられています。そこで、市民委員である内藤委員、子育てを終えられ、その経験をいかして地域住民の立場から子どもたちを見守っていただいていることが前回の会議から伺えたのですが、子どもたちが安心して過ごすまちづくりのために何が大切だとお考えですか。

内藤委員：ご近所のつながりかと思えます。近所のおじちゃん・おばちゃん存在というのが大切だと思います。小学校のボランティアに通うようになった時、子ども達とどう触れ合えばよいのか不安もありましたが、学校の外で会っても子ども達の方から挨拶をしてくれますし、いたずらとかを見かけた時も顔見知りになっていると自然に注意ができます。そういった意味で子育てを終えても小学校にボランティアとして行くとよいと思います。若いお母さんは有能な方が多くて、子育て支援なんかはお母さん方が当事者なので、このような会議にもっと参加できたらよいと思います。そのときに赤ちゃんを私達がみて、先頭に立つのは当事者のお母さん方、自分たちのことは自分たちで決めると。子育てが終わった方たちは後方支援をしたらよいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。

では、次に基本施策5の『仕事と生活の調和』について考えましょう。ここでは、課題として女性の社会進出を支援する環境整備が挙げられています。連合大阪守口門真協議会の澤田委員にご意見をいただきたいと思えます。ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発について、どのような視点を持つことが重要でどのような取り組みが効果的だとお考えですか。

澤田委員：ワーク・ライフ・バランスという視点と、ここの項目は父母が中心になるかと思えます。最終的には子育てということで、子育てにゆとりをもって取り組めるかということが根底になってくるのではと思います。ワーク・ライフ・バランスに関して色々な記事がありますが、基本的には周知は徹底していただいているので継続していただきたく、働いている父母、企業、地域の方、お互いに関わり方や内容を認めていくことからスタートしなければなかなか理解していただけないのではないのでしょうか。すぐに全体として納得するのは難しいと思いますが、例えばこのような働き方もあると、昔は男性が働いて女性が家にいるというのが一つのワーク・ライフ・バランスだったかもしれません。ただ今後はそういった選択肢とは違う選択肢があるという形で色々な働き方があるということを理解することが必要だと思います。特に家庭の中の部分で子育てにゆとりをもって取り組むとなると父母、周りの方の理解が必要になります。働き方は家族、家庭がそこをいかに認めるかという事を考えると周知徹底いただくときに事例の紹介をしていただく形が必要です。門真市の中で事例があれば一番よいですが、ほかの

都市でもよいので事例として紹介していただければ助かります。女性の再雇用支援に関することは、例えば企業に協力いただいて雇用の部分の支援をいただくなど、雇用を支援したときの特例の措置や、働く場所を紹介いただくなど引き続きしていただくことが課題かと思います。

委員長：労働者のお立場から貴重なご意見ありがとうございました。

さて、次は基本施策6についてですが、『子ども等の安全の確保』について考えましょう。子どもを守るということでは、民生委員・児童委員のような方々が非常に大切な役割を果たしておられます。そこで、民生委員児童委員協議会の川西委員にお聞きしたいと思います。地域での子どもの交通安全も含めた見守りについては、地域の皆様の取り組みが非常に重要になってくると思われますがいかがですか。

川西委員：私も民生委員と児童委員と兼ねています。『子ども等の安全の確保』の意味では以前から各校区において自治会やPTAの方々と協力して登下校時に見守りサポーターとして学校と家庭間を安全に登下校できるように見守りをしています。一つの事業としてお母さん方の悩みが児童虐待にならないような対策としてサロンを開催しています。サロンに出てこられるお母さんはよいのですが、サロンにでてこられないお母さんが問題なのでこれから進めていきたいと思っています。民生委員は350世帯に一人はいますので、その中で児童虐待があれば子ども家庭センターなどに連絡しています。また、センターから連絡があれば見守りを行って未然に防ぐという活動をしています。現状を引き継いで、行政と市民の橋渡しとして活動していきたいと思っています。

委員長：ありがとうございました。では、同じく地域での活動、主に防犯活動になるのでしょうか。取り組みを進めておられる自治連合会の山根委員にもお聞きします。地域での活動の課題等は感じておられますか。

山根委員：門真市全体で100を超える自治会、校区単位で理事がいて、その地域によってやるのがかなり違います。できれば各地域へどんどん行っていただいて意見を言っていたきたい。防犯パトロールについてもほとんど毎月していると思いますが、こちらもしっかりやっているところとそうでないところがあります。その辺も皆さんのほうから啓発していただきたい。理事会の役員は高齢化になっていて、若い力で行っていただき啓発していただきたい。私たちも子育て支援を年に3回しています。0～3歳までの子どもさんを持った親御さん対象にやっていますが、こられた方は喜んで帰っていきますが、なかなかそれができていないということで、一番心配している方々に手を差し伸べていただけたらと思います。地域で子どもさんと親しくなるのはよいですが、学校は知らない人に声をかけられたら逃げるように言われているので、なかなか入っていけない面があります。もう少し考える方法がないかと思います。

委員長：ありがとうございました。では、基本施策7の『援助の必要な家庭への支援』について考えていきたいと思います。ここでは、児童虐待の防止や障がいのある子どもについて考えていきたいと思っています。次に、門真市社会福祉協議会の吉兼会長にお聞きします。吉兼委員は人権問題についても造詣が深いとお聞きしていますが、障がいのある子どもたちが地域の中で豊かに育つためには何が大切なのかを教えてくださいませんか。

それから、上野口保育園の清水園長先生並びに浜町幼稚園の森園長先生にもお聞きしたい。

まずは、吉兼委員、お願いします。

吉兼委員：隣同士が話しもできない、物もいわない、そのような関係をなくしていくことが基本だと思

います。地域の福祉力とは何かたずねられますが、地域の方と共に話し、笑えるという関係を構築していくことが大切だと思います。そうすることによって、児童虐待や高齢者の問題、障がい者の問題、社会的弱者の問題などに関して、情報が入ってくることでそれらの取り組みができる。情報が入ってこないとなんもできないので、地域の方々の情報があがってくる社会になってほしいと思います。

清水委員：保育園でも虐待を受けている、または受けているのではないかという子どももいます。その子どもたちは逐一観察をして、児童相談所などと常に情報共有をしています。網の目のような、皆が見ているという体制づくり、保育園に来ているときは母や子どもの状況も把握できます。信頼関係が作れないとお話もしていただけないので、直に様子が把握できるという面では保育園はすごく助かります。地域の方にも手伝っていただいて情報をいただくというようにして、常に受け止め、対応していきたいと思っています。

森委員：障がいのある児童とその家庭の支援の充実について、障がいのある児童とどのように接しているかですが、配慮を必要とする子どもさんについて、受け入れ時点より保護者の方に承諾をいただき、通っていた専門機関から話を伺い、スムーズな受け入れができるようにしています。受け入れてからは保護者の方と話す機会を多く持ち、巡回の臨床心理士と相談できる時間を作り、健康増進課につないで発達検査を受診できるようにもしています。そのときは幼稚園より教師が付き添い、子どもと保護者を安定させ、幼稚園での様子を伝えるようにしています。支援教育コーディネーターの巡回指導をうけ、子どもの実態に即したアドバイスをいただくこともあります。教育委員会にいるスクールアドバイザーの先生には障がいをもつお子さんの保護者の教育相談にのっていただき不安や心配を取り除けるようにアドバイスをいただいています。園では配慮を必要とする子どもさんの情報交換を適宜行い、職員全員の共通理解のもと子ども達一人ひとりに応じた指導や支援が行えるように努めています。一人ひとりがかかえている問題が違うのでそれぞれの子どもの目線に立ち、障害となっているところを観察し話し合い分析し、指導、援助を行い子どもの感情を育てるということを大切にしています。二つ目はクラスの一員として集団の中での仲間意識を大切にすることです。ユニバーサルデザインの考え方を保育に取り入れすべての子どもにとっても過ごしやすい保育環境を作り、子ども達から互いを大切に思える心を育てたいと思っています。不安な思いをうまく出せない保護者の方に寄り添いながらも子どもにとってよい方向に導くためには厳しい現状を話していくことも大切にしています。今後の課題は障がいの内容により必要とする支援内容が違うと思います。保護者の方が自発的に支援を受けたいと望む場合の支援体制づくりに関して、門真市は頑張っていると思いますが、保護者の方々は子どもの発達障がいに気づかなかつたり、理解できない場合に支援する体制をより確立して行くことが必要だと思います。例えばアスペルガー症候群ではないかと思われる子どもは発達検査を受診しても生活年齢より発達年齢のほうが上回っている場合があり、気づいてほしい問題点より、結果に安心してしまう保護者が多くいます。悩みながらやっと発達検査を受ける保護者にとって専門の病院に行くことはかなりのハードルがあります。発達障がいに応じた検査や、検査のできる医師の受診ができる体制があると一層適切な支援が可能になります。幼児期に適切な援助ができる支援体制を作り小学校へつないでいくことが必要であると思います。

委員長：ありがとうございました。

では、最後の施策について考えていきましょう。『地域で支える子育て支援』です。課題として、子育て活動の促進や世代間交流のための場や機会の充実とありますが、地域での子育て支援に取り組んでおられる地域子育て支援センターの久保田委員にお話をお聞きしたいと思います。地域で子育てを行う力を高めるために、ネットワークづくり、仲間づくりも重要となると思われませんが、その点に関して支援の中での課題は何かありますか。

久保田委員：自主的な地域子育て活動の促進と世代間交流のための場や機会の充実と二つの課題が挙げられていますが、特に5頁で点数の低かった世代間交流について考えてみました。昔は家のなかには父、母、祖父母がいて、中にはおじさんやおばさんがいた大家族の中で子どもは育てられました。近所にはおせっかいおばさんがいて、よその子どもでも叱ってくれる少し怖いおじさんもいて、子育ては親だけではなく、たくさんの目配りや手配りの中で地域ぐるみで育てられてきました。社会環境が大きく変わり、核家族や都市型とよく言われていますが、それに伴い母たちも子育てがしにくい世の中になったとよく言われます。その中で色々な自治体で、色々なところで高齢者世代の方が経験をいかしつつ、交流できる場が設けられるようになってきました。実際に当支援センターの中でもあひるクラブと題して数年前から高齢者の方々と定期的に交流の場を持たせていただいています。正直なところ交流の場というところから出ていないのが現実です。子育て支援と世代間交流を結びつけて、子育て支援につながるような世代間交流になるとよいと思います。結びつきなど関係づくりができるような場を作ることが必要だと考えます。今の子育て世代の母親達に受け入れられるかどうか正直不安に思ったりします。子育て支援につながる、単なる交流で終わらない世代間交流ができるのではと思います。

委員長：ありがとうございます。今、久保田委員から現場での課題についてお話がありましたが、このことも含めて須河内副委員長にお聞きしたい。課題解決のためにどのようなことを考えていけば良いと思われませんか。

副委員長：率直な感想として、門真市は将来性を持っていると感じました。皆さん、問題意識が非常に高く、これからその課題をどう解決していくかは非常に難しいのですが、可能性を感じました。具体的な話は出尽くした感がありますので、抽象的な話になりますが、私からは専門の発達心理学的な観点からの感想をお話しさせていただきます。人の育ちというのは単純に言うと、人ともとの関わり合いの中で生じます。したがって、いかにすればよりよく育つのかというと、それら関わり合いの質をどう高めるかによってよりよい育ちが期待できる、ということになります。こうしたことから考えると、子育てをどう考えるかといったときに、大人がどう生きていくのかということが問われるのだと思います。人と人との関わりに関して言えば、教育現場などでよい結果を出している学校の共通性は同僚性という研究結果があります。これは簡単に言うと、教師間が学びを中心にして結びついていく。お互いを尊重しあい学び合うという関係性のことです。こうした関係性は教育現場のみならず大事なことではないでしょうか。大人がそのような関係性を作れるか作れないかということだと思います。いかにしてゴールを決めていくか、妥協点をどう決めていくか、という状況下では目的意識を共有し、合理的に論理的に妥協点を探していく力が求められます。この時、大人が学び合う関係が大事ではないでしょうか。OECDという経済の問題を取り扱う人たちが国際的な学力テストのPISAをはじめ教育にどうしてあれだけ時間をかけているかということ、マーケットをひろげようとしたときにもっとも重要なことは、様々な国の人たちと交渉していかなくてはならないということです。ここで

問題となるのは文化です。つまり、文化的な摩擦を乗り越えなければ経済の発展はないということなのです。こうした問題を解決していくときに何が大事かということ、お互いを尊重しつつあくまでも論理的に協議を続けた上で妥協点をどこに導いていくかということです。世界的な動きとして、教育によってお互いに尊重しながら学び合い論理的に協議していくことができる人材を育成していく、つまり人と人の関わり方の質を変えていくことによって課題を解決できる人を育成しようとしているのです。もう一つは行政単位で行っているサービスに関しての情報をいかにして伝えていくかという問題です。学生が携帯を使ってどのような情報検索をしているのかについて調べてみると、非常に便利な道具を持ちながら関心は狭くなっています。彼らに関わる情報は自分の興味のある狭い範囲でしかないのです。これは彼らだけでなく、私たちはこれだけ情報が多様化すると情報を選択する力がついていくのではなく、情報をシャットアウトしていく傾向があるということです。そうすると、大量に情報をばら撒くのではなく、近所の方とのフェイスツーフェイスにおけるコミュニケーションからはじめていく方が効果的だと思います。そして、単に交流が楽しかったということのみではなく、支援につながるためのコミュニケーションを築いていくためにはどうすればよいのか、これが今われわれに問われている問題だと思います。そしてこの問いに対しては、今あるものをどう結びつけていくかを考えていくことから始める必要があると思います。

委員長：ありがとうございました。

短時間ではありましたが、次世代育成計画の基本施策1から8までを委員の皆さんの意見をうかがいながら、一定の総括と提言ができたのではないかと思います。事務局は、委員の皆様方から出されたこれらの貴重なご意見を十分に踏まえて、門真市子ども・子育て支援事業計画にどのようにつなげていくのか、再度、検証して、考えを深めていただきたいと強く要望いたします。

事務局：承知しました。本日、委員の皆様全員からいただいた貴重なご意見を今後の計画に有効につなげていけるよう検証してまいります。

委員長：それでは、最後の議題に入ります。次世代育成支援に関するニーズ調査に関する結果報告について事務局より説明願います。なお、本日は、時間の関係上、これまでの調査の概要の説明のみとし、次回の会議でクロス集計等も含めたもう少し詳しい説明と質疑を行う予定です。したがって、本日は説明のみを行ってまいりますので、委員の皆様方もご質問等がありましたら、メモなどしていただき、次回の会議でお出してください。ただし、どうしても早めに、忘れないうちに聞いておきたいという人には、事務局、個別の問い合わせにも対応可能ですか。

事務局：もちろん結構でございます。では、これから、ニーズ調査の概要の説明をさせていただきます。

委託業者：お手元の資料4次世代育成支援に関するニーズ等調査（概要版）について説明させていただきます。まず、1頁目をご覧ください。今回3種類合わせて3,750通配付し、回収数が1,702通、有効回答率が45.4%となっております。今回統計上の調査になっており、標本誤差といわれる誤差の算定をしております。3種類すべて5%以内に収まりましたので、今回の調査は信憑性のある調査結果が得られました。それでは、詳しく説明させていただきます。まず4頁をご覧ください。問11で就労状況を聞いております。母親では、フルタイムで働かれている割合、パート・アルバイトで働かれている割合がそれぞれ2割となっております。その中で、「以前は働いていたが、今は働いていない」、「これまで働いたことがない」という未就労の母親が

約5割となっております。また、問12ではパートタイムからフルタイムへの転換希望があるかという設問になっており、左から2つ、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」という方が3割を超えています。これは雇用環境が影響し、フルタイムで働きたくても働けない、また、保育サービスを条件に合うように使うことができないから転換が叶わないといった現状もあると思われます。このような状況が、今後の保育サービスの潜在ニーズを見込むにあたって着目すべき回答だと考えられるため、今後も分析を続けてまいります。続いて、5頁をご覧ください。今回のメインの設問になっており、教育・保育施設の利用状況を聞いております。ここでは、利用しているが63.2%、利用していないが36.2%となっております。この利用していない方に次の設問では、どのような理由で利用できていないかと聞いています。こういった形で着目すべきところとして、真ん中あたりの選択肢で「利用したいが、幼稚園や保育所に空きがない」の割合が14.9%となっております。ここに回答された方は待機児童になっている可能性もあるのではないかとことから、ここに回答された方の子どもの年齢、さらに就労状況はどのようになっているかといった点を分析していきたいと思えます。

つぎに、10頁をご覧ください。先程は実際の利用状況でしたが、問16については今後の利用希望となっております。ここでは今利用している、利用していないに関わらず利用したいサービスはどれかと聞いております。その結果として、認可保育所が最も高く40.1%、通常の就園時間のみを利用する幼稚園が35.7%、そして幼稚園と幼稚園の預かり保育ということで33.2%と割合が高くなっております。これについてはさらなる分析が必要な項目となっております。特に幼稚園をみると、希望として幼稚園と回答されている方が、0～2歳までの将来預けたいニーズと、現在でも保育所のような形ですぐに預けられる現状のニーズが混在しています。そのため、保護者の就労状況に基づき、回答者を新制度でスタートする保育認定の条件にあてはめながら、その対象者が求める平日の教育・保育事業の利用希望を算出していきたいと思えます。以上から小規模保育など多様なサービスがあるため、合わせて分析します。

6頁問14-2で現状の保育サービスがこの設問の結果と大きく違いが出ているところがあります。1点目、幼稚園、幼稚園と幼稚園の預かり保育が非常に高くなっています。非常に高くなっているということは、預けながらパートなど、就労しながら利用される方もいらっしゃる場所にニーズがあると考えられます。また、認定こども園です。現在、門真市には認定こども園がない中で13.3%の希望があります。今後、このニーズをどのような方が回答され、またどのような地域で回答されているのかといった分析を深めてまいります。これ以降については、今後計画の中で策定していく、地域子ども子育て支援事業についての設問です。病児保育や学童クラブなどの個別の利用希望を聞いております。説明は省略いたしますが、今回調査については、利用したいかしたくないかということだけでなく、利用しなくてはならないときに仕方なく何らかの対応をされた方に対して支援の幅を広げながら、子どもにとって健やかな育ちを支援することを念頭におきながら分析していきます。

25頁をご覧ください。こちらは門真市独自の調査項目となっております。ここでは保護者が抱える不安について確認しております。この設問については小学生を対象としたアンケートでも同様の設問があるため、42頁の結果と比較しながら見ていただくと、非常に顕著な特性が出てくると考えられます。どちらも子どもの教育に関することが高くなっております。就学前の調査の中で、病気や食事といった子どもの育ちに関しての割合が高く、その反面、「特になし」割

合も 20.7%と高くなっています。就学前児童については不安感が多様化しており、子どもが大きくなるにつれて子どもの教育、友達付き合いといったところに特化した結果となっています。さらに、保護者の方に関する設問もございませう。25 頁②では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が高くなっていることから、就労支援のための保育サービスだけではなく、一時預かりや相談支援など、多様な子育て支援を求められていることがうかがえます。

最後に、就学前調査問 46、小学生調査問 42 をご覧ください。「住み続けたい」、「どちらかといえば、住み続けたい」をあわせた門真市での定住意向がある人の割合は就学前調査では 46.2%小学生調査では 48.8%となっています。小学生の方が割合が高くなっており、子どもが大きくなっても住み続けたいという結果が得られたと思います。一方、「そう思わない」と回答された方にどのような特徴があるのか、どのようなニーズを持っているのか解析していく必要があります。

中高校生を対象とした調査については時間の関係上省略させていただきます。以上で報告を終了いたします。

事務局：ありがとうございます。この説明から、門真の市民意識の特徴等も明らかになりました。本日は、これらの内容を委員の皆さん方で共有することはできたと思います。先にも申し上げましたが、概要を聞き、共通理解を図れたということで今回は終わりにしたいと思います。次回は、この調査結果の詳細を基盤としながら、教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みの検討を行うことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。そこで、次回の会議に向けて、私から 1 つ提案がございませう。今回、事務局から制度などに関してさまざまな説明がございましたが、次回から今回の内容を踏まえた具体的・本格的な検討となっていくと思われませう。そこで会議の時間も限られていることですので、各委員より新制度のもとでの内容の検討を十分に行うにあたって、それぞれのお立場から新制度を踏まえて今後どのような取り組みが必要なのかについて意見書を提出していただけると、会議を効果的に運営できると考えているのですが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：事務局もその方向で対応していただけますか。意見書の様式等をまた各委員にお渡ししたいと思います。

事務局：了解いたしました。

委員長：それではよろしくお願ひします。

最後に委員長として一言申し上げます。皆様方一人ひとりのご意見には正直申し上げて、頭が下がる思いです。突然の私の問いに対して真剣にお考えいただいたうえ、真摯な態度とわかりやすい口調でお話いただいたことに心よりお礼を申し上げます。門真の未来は非常に明るいという印象を強く持つことができました。本当に有難うございました。

もう予定終了時刻も過ぎておりますので、その他として事務局から手短かに次回の案内をしていただきますので、もう少しお付き合いください。事務局、説明をお願いします。

事務局：本日はお忙しい中、ご参加いただいたうえ、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。さて、次回、第 3 回子ども・子育て会議ですが、2 月 24 (月) 午後 2 時より、この場所にて開催します。

ご多忙中とは重々承知しておりますが、万障お繰り合わせのうえご参加のほど、何とぞよろしくお願ひします。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。それでは、以上をもちまして「第2回門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。皆様ありがとうございました。

(閉会)